

社会福祉法人 新城福祉会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年3月1日～令和7年2月28日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業、育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除、子どもが小学校就学始期まで利用できる短時間勤務制度や介護休業、介護休業給付金、短時間勤務制度等、仕事と生活の両立に関する諸制度の周知を行う。

<対策>

- 各年6月～ 法に基づく諸制度の確認、実績の報告等職員への周知文書の作成
- 各年7月～ 職員へ文書の配布

目標2：導入した育児・介護短時間勤務制度の利用状況、成果などを把握し、改善点がないか検討する。

<対策>

- 各年6月～ 制度の利用状況、成果の現状を把握
- 各年7月～ 法人運営委員会で検討し改善等あればその取り組みを実施する

目標3：1 部署又は特定の人に仕事が偏ることなく業務量の平準化ができるように労働日数や有給休暇取得率状況等を把握し、改善点がないか検討する。

<対策>

- 各年4月～ 職員の労働日数、有給休暇取得状況等の確認、把握
- 各年5年～ 法人運営委員会で情報共有し検討、改善に向けて取り組む